

大阪地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 裁決取消等請求事件

国側当事者・国 (加古川税務署長、国税不服審判所長)

平成24年5月10日却下・棄却・確定

判 決

(当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり)

主 文

- 1 本件訴えのうち、原告の平成7年分及び平成8年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分並びに裁決行政庁が平成22年12月22日付けで原告に対してした裁決のうち上記各重加算税賦課決定処分に係る部分の取消しを求める部分を、いずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成20年4月2日付けで原告に対してした原告の平成7年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分のうち過払金120万9500円に係る部分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年4月2日付けで原告に対してした原告の平成8年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分のうち過払金50万8000円に係る部分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成20年4月2日付けで原告に対してした原告の平成9年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分のうち過払金473万2000円に係る部分を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成13年12月20日付けで原告に対してした原告の平成10年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分のうち過払金545万円に係る部分を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成7年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分のうち42万円を取り消す。
- 6 処分行政庁が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成8年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分のうち17万5000円を取り消す。
- 7 処分行政庁が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成10年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 裁決行政庁が平成22年12月22日付けで原告に対してした裁決のうち以下の各部分に係る審査請求を棄却した部分を取り消す。
 - (1) 原告の平成7年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る部分のうち過払金120万9500円に係る部分

- (2) 原告の平成8年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る部分のうち過払金50万8000円に係る部分
- (3) 原告の平成9年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る部分のうち過払金473万2000円に係る部分
- (4) 原告の平成10年分の所得税の更正の請求に係る平成13年12月20日付けの更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る部分
- (5) 原告の平成7年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分に係る部分のうち42万円に係る部分
- (6) 原告の平成8年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分に係る部分のうち17万5000円に係る部分
- (7) 原告の平成10年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分に係る部分

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、以下のとおり、処分行政庁がした各処分及び裁決行政庁がした裁決の全部又は一部取消しを求める事案である（請求2項、5項、6項、8項(2)につき、原告は、当初、取消しを求める部分を、① 平成8年分に係る通知処分（請求2項関係）について過払金50万8500円に係る部分と、② 平成7年分に係る重加算税賦課決定処分（請求5項関係）について42万3300円と、③ 平成8年分に係る重加算税賦課決定処分（請求6項関係）について17万7900円と、④ 裁決行政庁が平成22年12月22日付けで原告に対してした審査請求に対する裁決（以下「本件裁決」という。）のうち平成8年分に係る通知処分に係る部分（請求8項(2)関係）について過払金50万8500円に係る部分としていたところ、原告第3準備書面（平成23年11月21日に被告に送達）により、①について過払金50万8000円に係る部分と、②について42万円と、③について17万5000円と、④について過払金50万8000円に係る部分とする旨明確にしたのであるから、同書面をもって、訴えの一部取下げがあったと認められる。なお、被告は、被告第1準備書面において、上記訴えの一部取下げに同意しない旨述べているが、同書面が当裁判所に提出されたのは平成24年2月2日であるから、被告は上記訴えの一部取下げに同意したものとみなされる。）。)

- (1) 処分行政庁が平成20年4月2日付けで原告に対してした原告の平成7年分ないし平成9年分の所得税の更正の請求に係るいずれも更正をすべき理由がない旨の各通知処分の一部取消し（請求1項ないし3項）
- (2) 処分行政庁が平成13年12月20日付けで原告に対してした原告の平成10年分の所得税の更正の請求に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分の一部取消し（請求4項）
- (3) 処分行政庁が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成7年分、平成8年分及び平成10年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分の全部又は一部取消し（請求5項ないし7項）
- (4) 本件裁決のうち上記(1)ないし(3)の各処分に係る部分の全部又は一部取消し（請求8項）

1 前提事実（争いがないか、証拠（甲1、乙1のほか、各項掲記のもの）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等。以下では、平成6年1月1日ないし同年12月31日の課税期間に係る消費税のことを「平成6年分の消費税」といい、平成7年分ないし平成10年分についてもこの例による。なお、平成9年分及び平成10年分の消費税には、地方消費税を含む。)

- (1) 確定申告等の状況

ア 原告は、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税及び消費税について、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「確定申告」欄記載のとおり、各確定申告をした。なお、平成7年分の所得税については、平成8年4月24日付けで、別表1-1の「更正処分」欄記載の内容の減額更正処分がされている。

イ 原告は、平成11年8月11日、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税及び消費税について、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「修正申告」欄記載のとおり、各修正申告をした。

(2) 重加算税賦課決定処分について

ア 処分行政庁は、平成12年1月18日、原告に対し、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「賦課決定」欄記載のとおり、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税及び消費税について、各重加算税賦課決定処分（以下では、平成6年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分を、「平成6年分賦課決定処分」といい、他の年分についてもこの例による。そして、平成7年分賦課決定処分、平成8年分賦課決定処分及び平成10年分賦課決定処分を「本件各賦課決定処分」と総称する。）をした（甲24ないし27）。

イ 原告は、平成12年2月15日、アのうち、平成9年分及び平成10年分の所得税及び消費税の各重加算税賦課決定処分について、異議申立てをしたところ、平成19年11月2日付けで、処分行政庁から、いずれも棄却する旨の決定を受けた。なお、原告は、アのうち、平成6年分ないし平成8年分の所得税及び消費税の各重加算税賦課決定処分については、異議申立てをしていない。（甲8、45）

ウ 原告は、平成19年12月4日、アの平成6年分ないし平成10年分の所得税及び消費税の各重加算税賦課決定処分について、審査請求をした。

(3) 平成13年12月20日付け通知処分について

ア 原告は、平成12年3月7日、原告の平成10年分の所得税の更正の請求をしたところ、これに対し、処分行政庁は、平成13年12月20日付けで、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分①」という。）をした（甲7、18）。

イ 原告は、平成14年2月22日、本件通知処分①について、審査請求をした（甲23）。

(4) 平成20年4月2日付け各通知処分について

ア 原告は、平成20年3月14日、原告の平成6年分から平成10年分の所得税について、更正の請求をしたところ、これに対し、処分行政庁は、同年4月2日付けで、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（このうち、平成7年分から平成9年分の各通知処分を「本件各通知処分②」と総称し、本件通知処分①と併せて「本件各通知処分」という。）をした（甲2ないし6、42ないし44）。

イ 原告は、平成20年5月30日、アの各通知処分について、異議申立てをしたが、同年7月4日付けで、処分行政庁から、これらを棄却する旨の決定を受けたことから、同年8月4日、審査請求をした（甲28ないし30）。

(5) 審査請求について

ア 裁決行政庁は、平成20年7月22日、(2)ウの審査請求を、(3)イの審査請求に併合した（甲46）。

イ 裁決行政庁は、平成20年11月21日、アのとおり併合された審査請求のうち、原告の平成6年分ないし平成8年分の所得税及び消費税に係る重加算税賦課決定処分に係る部分

を分離し、同部分について、同月26日付けで、異議申立てをしないで審査請求をできる場合に該当しないとして却下する旨の裁決（以下「先行裁決」という。）をした（甲47）。

ウ 裁決行政庁は、アのとおり併合された審査請求（ただし、イのとおり分離された部分を除く。）に、(4)イの審査請求を併合した上で、平成22年12月22日付けで、平成9年分の所得税及び消費税に係る重加算税賦課決定処分の一部を取り消し、その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（本件裁決）をした。

(6) 先行訴訟及び本件訴訟の提起等

ア 原告は、平成20年10月3日、神戸地方裁判所に対し、本件各賦課決定処分及び本件各通知処分の全部取消しや、金員の支払等を求める訴訟を提起した（以下「先行訴訟」という。）。

イ 神戸地方裁判所は、平成23年3月18日、先行訴訟について、原告の訴えの一部をいずれも却下し、原告のその余の請求をいずれも棄却する旨の判決（以下「先行判決」という。）を言い渡した。

先行判決においては、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の各全部取消しを求める訴えは適法な不服申立てを經過せず不適法であるとしていずれも却下されており、平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分の各全部取消しを求める請求は理由がないとしていずれも棄却されている。また、先行判決においては、「本税645万円に対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払」を求める訴えは、給付内容が全く特定されておらず不適法であるとして却下され、過誤納金還付請求権に基づく金銭の支払（645万円及び2億4154万9300円の各支払）を求める部分は理由がないとして棄却された。

ウ 原告は、平成23年3月30日、先行判決のうち、「本税645万円に対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払」を求める訴えを却下し、過誤納金還付請求権に基づく金銭の支払（645万円の支払）を求める部分を棄却した部分を不服として（一部不服）、控訴を提起した（乙2、4、弁論の全趣旨）。

エ 原告は、平成23年6月21日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

オ 大阪高等裁判所は、平成23年11月18日、ウの控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は、同年12月2日の経過により確定した（乙4、5）。

2 本件の争点

- (1) 平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の取消しの訴えの適法性
- (2) 本件裁決のうち平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る部分の取消しを求める訴えの適法性
- (3) 本件各賦課決定処分及び本件各通知処分の適法性
- (4) 本件裁決の適法性（裁決固有の瑕疵の有無）

3 争点に係る当事者の主張

- (1) 争点(1)（平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の取消しの訴えの適法性）について

（被告の主張）

先行判決の確定により、先行訴訟の口頭弁論終結時において、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の取消しを求める訴えは、その訴訟要件を欠くことが既判力をもって

確定した。そして、原告は、同口頭弁論終結時以後の事情を何ら主張していないから、上記各賦課決定処分取消しを求める訴えは不適法であり、速やかに却下されるべきである。

(原告の主張)

争う。

- (2) 争点(2) (本件裁決のうち平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る部分の取消しを求める訴えの適法性) について

(被告の主張)

本件裁決において審理の対象とされた原告の所得税に係る重加算税賦課決定処分は、平成9年分及び平成10年分であり、平成7年分及び平成8年分は、審理の対象とされていない。よって、本件裁決のうち、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る部分の取消しを求める訴えは、存在しない裁決の取消しを求めるものであり、不適法である。

(原告の主張)

争う。

- (3) 争点(3) (本件各賦課決定処分及び本件各通知処分の適法性) について

(被告の主張)

先行判決の確定により、先行訴訟の口頭弁論終結時において、平成9年分賦課決定処分及び平成10年分賦課決定処分並びに本件各通知処分に取り消すべき違法事由が存在しないことが既判力をもって確定した。そして、原告は、同口頭弁論終結時以後の事情を何ら主張していないから、上記各処分の取消しを求める訴えは理由がない。

(原告の主張)

- ア 平成7年分ないし平成9年分について

原告の平成7年分ないし平成9年分の所得税に係る刑事事件において、検察官は、平成17年6月15日付け訴因変更請求書(甲9)及び同年9月8日付け訴因変更請求書(甲10)により、以下のとおり、徴収を免れた所得税額及びその基となる所得金額を減額する訴因変更をしている。これは、被告が原告に対し二重課税をしていたことを認めたにほかならない。したがって、修正申告においては、所得税額について、平成7年分について120万9500円、平成8年分について50万8000円、平成9年分について473万2000円の過払金が生じており、これに対応する平成7年分及び平成8年分の各重加算税は、平成7年分について42万円、平成8年分について17万5000円である。

		当初訴因	17/9/8訴因変更後	差額
平成7年	総所得金額	83,268,627円	80,849,627円	2,419,000円
	所得税額	25,796,900円	24,587,400円	1,209,500円
平成8年	総所得金額	117,942,952円	116,926,552円	1,016,400円
	所得税額	45,761,500円	45,253,000円	508,500円
平成9年	総所得金額	129,422,793円	119,957,936円	9,464,857円
	所得税額	49,853,100円	45,121,100円	4,732,000円

- イ 平成10年分について

平成10年分の所得税額は、当初の確定申告(甲19)のとおり、総所得金額2398万0816円、課税所得金額2133万5000円、これに対する税額550万4000円、納税額-8万2861円が正当である。

処分行政庁は、原告に対し、税理士立会いの下、原告に修正申告をさせることを断言していたにもかかわらず、原告の不在の間に、原告の知らないうちに、課税庁が下書きした原告の平成10年分の所得に係る修正申告書が提出されていたものであるから、かかる修正申告は無効である。

ウ 更正の請求が適法であること

原告は、後発的事由が生じた日（上記各訴因変更がされた日）から3年以内である平成20年3月15日に、処分行政庁に更正の請求書を提出しているから、本件各通知処分②に係る更正の請求は法定の期限内にされたものである。

エ 小括

したがって、本件各通知処分及び本件各賦課決定処分のうち、二重課税を生じている部分は違法であり、原告の請求が認容されるべきである。

(4) 争点(4)（本件裁決の適法性（裁決固有の瑕疵の有無））について

（原告の主張）

ア 原告は、大阪国税不服審判所長（以下「審判所長」という。）等に対し、所得調査書等の開示を求めたにもかかわらず、審判所長等は、これに応じなかったものであり、本件裁決は違法である。

イ 本件裁決には、平成7年分ないし平成9年分の過払金約645万円が二重課税ではないことと、平成10年分の当初申告が誤っていることについて、理由付記に不備がある。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

大阪国税不服審判所の担当審判官は、原告による閲覧請求に対し適切に対応しており、本件裁決に係る手続に瑕疵は何ら認められない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の取消しの訴えの適法性）について

前記前提事実(6)アないしウのとおり、原被告間の先行訴訟において、平成6年分賦課決定処分ないし平成8年分賦課決定処分の全部取消しを求める訴えについては、適法な不服申立てを経ておらず不適法であるとしていずれも却下する旨の判決（先行判決）が確定し、これにより平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の取消しを求める訴えは、その訴訟要件を欠くことが既判力をもって確定している。そして、同既判力の基準時後に上記各処分に係る適法な不服申立てがされたことの主張立証もないから、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の一部取消しを求める訴えは、不適法なものとして却下すべきである。

2 争点(2)（本件裁決のうち、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る部分の取消しの訴えの適法性）について

前記前提事実(5)によれば、平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る審査請求については、本件裁決に先立つ平成20年11月26日付けでいずれも却下する旨の先行裁決がされており、本件裁決の対象に含まれないことが明らかである（実際、本件裁決においても平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の適法性については判断されていない。甲1）。したがって、本件裁決のうち平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分に係る部分の取消しを求める訴えは、存在しない裁決の取消しを求めるものというほかなく、不適法な

ものとして却下すべきである。

3 争点(3) (本件各賦課決定処分及び本件各通知処分の適法性) について

前記前提事実(6)アないしウのとおり、原被告間の先行訴訟において、平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分の全部取消しを求める請求については、理由がないとしていずれも棄却する旨の判決(先行判決)が確定し、これにより平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分が適法な処分であることが既判力をもって確定している。そして、上記各処分を違法とみるべき同既判力の基準時後の事情も認められないから、平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分の全部又は一部取消請求は、理由がなく棄却すべきである。

この点、原告は、原告の平成7年分ないし平成9年分の所得税に係る刑事事件において訴因変更がされた旨を主張する。しかしながら、同刑事事件において原告主張のような原告の平成7年分ないし平成9年分の所得に係る総所得金額及び所得税額に関する訴因変更がされたとしても、そのことから直ちにこれら各年分に係る本件各通知処分②が違法となるものとも、それが先行判決の既判力が生じた後に生じた事情によるものともいうことはできず、またこれらの点を認めるに足る的確な証拠もないから、上記原告の主張は採るを得ない。

4 争点(4) (本件裁決の適法性(裁決固有の瑕疵の有無)) について

(1)ア 原告は、審判所長等に対し、所得調査書等の開示を求めたが、審判所長等は、これに応じなかったものであり、本件裁決には裁決固有の瑕疵があるから違法であると主張する。そこで検討するに、証拠(乙6ないし13)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、審判所長等に対し、平成19年11月21日付けで、審査請求に関する加古川税務署から大阪国税不服審判所に提出された資料及び大阪国税不服審判所が独自で調査した資料並びに平成11年4月6日に作成された平成10年度確定申告の質問顛末書の開示を求める旨の書面を提出した。これに対し、大阪国税不服審判所の担当審判官は、原告に対し、平成19年12月12日付けで、閲覧の日時を同月21日午後1時30分からとして、原処分調査関係書類及び質問顛末書(平成12年3月7日付け、被質問者乙)を閲覧に供する旨通知した。

(イ) 原告は、審判所長等に対し、平成19年12月20日付け及び平成20年1月17日付けで、資料の全部開示及び閲覧を求める旨の書面を提出した。これに対し、大阪国税不服審判所の担当審判官は、原告に対し、同月21日付けで、閲覧の日時を同月30日午後1時30分からとして、国税通則法96条2項に規定する書類等を閲覧に供する旨通知した。

(ウ) 原告は、審判所長等に対し、平成21年4月2日付け内容証明郵便で、「再度調査時にどのような金額をどのような根拠でどのように処理をされたかを記載している所得調査書等の開示・交付を求める」旨記載した通知書を提出した。これに対し、大阪国税不服審判所の担当審判官は、原告に対し、同年5月26日付けで、原告から平成20年4月29日付けで請求があった書類等の閲覧について、閲覧の日時を平成21年6月4日午後1時30分からとして、国税通則法96条2項に規定する書類等を閲覧に供する旨通知した。

イ アで認定した事実によれば、被告(大阪国税不服審判所の担当審判官)は、原告が審査請求に係る資料等の開示を請求する旨の書面を出した際には、それが国税通則法96条2項に基づく閲覧請求と解される限り、当該閲覧請求の対象になる文書等を閲覧に供する旨通知し

ていたものと認められ、かかる担当審判官の対応に不適切な点が存したのもうかがえず、審査請求人であった原告による閲覧請求が違法に拒否されたものと認めるに足る的確な証拠もない。

ウ 原告は、審判所長に対し、平成20年4月2日付け各通知処分に対する不服と平成7年分ないし平成10年分の「所得調査書」の公文書開示を請求する旨記載された平成20年4月29日付け「公文書開示請求書」と題する各書面（同月30日受付。甲33ないし36）を提出している。しかしながら、同月2日付け各通知処分に係る審査請求がされたのは、同年8月4日であるから（前記前提事実(4)イ）、同年4月30日時点において、審判所長等が、上記各書面を国税通則法96条2項に基づく閲覧請求として扱わなかったことが違法であるということとはできない。

また、原告は、国税不服審判所長に対し、平成20年7月30日付けで上記各書面と同内容の「公文書開示請求書」と題する各書面（甲37ないし40）を提出しているところ、国税不服審判所長は、同年10月2日付けで、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律13条2項に規定する本人確認書類の提出がないこと及び同法26条1項に規定する手数料の納付がないことを理由に、非開示決定をしており（乙14ないし17）、その対応にも特に不適切な点は見受けられない。

エ 以上によれば、原告による所得調査書等の開示請求に対する審判所長等の対応に関し、瑕疵は認められない。

(2) 原告は、本件裁決には、平成7年分ないし平成9年分の過払金約645万円が二重課税ではないことと、平成10年分の当初申告が誤っていることについて、理由付記に不備がある旨主張する。

しかしながら、本件裁決に係る裁決書（甲1）において、原告に対する平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分等に係る原告からの審査請求について、詳細な認定事実及び判断が示された上で、裁決がされていることは、同裁決書の記載内容から明らかであり、本件裁決に理由付記不備の瑕疵は何ら認められない。

(3) 以上から、本件裁決のうち、原告の平成10年分賦課決定処分及び本件各通知処分に係る部分は適法であって、同部分の取消請求には、理由がない。

5 結論

以上によれば、原告の平成7年分賦課決定処分及び平成8年分賦課決定処分の各取消しを求め、訴え並びに本件裁決のうち上記各賦課決定処分に係る部分の取消しをを求める訴えは不適法であるからいずれも却下し、原告のその余の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条及び民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 田中 健治

裁判官 尾河 吉久

裁判官 五十部 隆

(別紙)

当事者目録

原告	甲
被告	国
代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	加古川税務署長 岩木 達郎
裁決行政庁	国税不服審判所長 生野 考司
指定代理人	倉野 敏行
同	松本 淳
同	松帆 芳和
同	中村 嘉造
同	石原 英之
同	山岡 啓二
同	上田 英毅
同	岡本 一郎
同	烏田 真人
同	柏木 孝夫
同	松田 光弘

課税の経緯（所得税）

（単位：円）

年分	申告・更正等 区分	① 確定申告	② 更正処分	③ 修正申告	④ 賦課決定	⑤ ③に対する 異議申立て	⑥ ⑤に対する 異議決定	⑦ ⑥に対する 審査請求	⑧ ⑦に対する 裁決	⑨ ④に対する 審査請求	⑩ ③、④に対する 審査請求	⑪ ③に対する 更正の請求	⑫ ⑪に対する 通知処分	⑬ ⑫に対する 異議申立て	⑭ ⑩に対する 裁決	⑮ ⑬に対する 異議決定	⑯ ③、④、⑮に対 する審査請求	⑰ ⑨に対する 裁決
平成6年分	年月日	平7.3.15		平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	16,055,364		42,936,601	確定申告額のとおり	却下	確定申告額のとおり	却下	全部取消	確定申告額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	棄却	全部取消			
	事業所得の金額	1,041,659		27,922,896														
	不動産所得の金額	5,322,705		5,322,705														
	給与所得の金額	9,691,000		9,691,000														
	納付すべき税額	△2,662,600		8,895,100														
重加算税の額		4,042,500	全部取消	却下														
平成7年分	年月日	平8.3.15	平8.4.24	平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	17,086,368	17,086,368	83,268,627	更正処分額のとおり	却下	更正処分額のとおり	却下	全部取消	更正処分額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	更正処分額のとおり	却下	棄却	全部取消			
	事業所得の金額	2,449,776	2,449,776	65,172,394														
	不動産所得の金額	5,050,592	5,050,592	8,510,233														
	給与所得の金額	9,586,000	9,586,000	9,586,000														
	納付すべき税額	△5,363,610	△5,413,610	25,796,900														
重加算税の額			10,923,500	全部取消														却下
平成8年分	年月日	平9.3.14		平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	18,905,574		117,942,952	確定申告額のとおり	却下	確定申告額のとおり	却下	全部取消	確定申告額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	棄却	全部取消			
	事業所得の金額	2,950,000		100,112,981														
	不動産所得の金額	6,369,574		8,243,971														
	給与所得の金額	9,586,000		9,586,000														
	納付すべき税額	△2,090,672		45,761,500														
重加算税の額		16,747,500	全部取消	却下														

課税の経緯（所得税）

(単位：円)

年分	区分	申告・更正等																
		① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ ③に対する 異議申立て	⑤ ②に対する 異議申立て	⑥ ●に対する 異議決定	⑦ ●に対する 審査請求	⑧ ●に対する 判決	⑨ ④に対する 異議決定	⑩ ●に対する 審査請求	⑪ ②、③に対する 審査請求	⑫ ②に対する 更正の請求	⑬ ●に対する 通知処分	⑭ ●に対する 異議申立て	⑮ ●に対する 判決	⑯ ●に対する 異議決定	⑰ ②、③、●に対 する審査請求
平成9年分	年月日	平10.0.13	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4
	総所得金額	10,000,000	120,422,700															
	事業所得の金額	2,820,020	111,345,002															
	不動産所得の金額	4,080,088	0,038,401			確定申告額のとおり	却下	確定申告額のとおり	却下			全部取消	確定申告額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	棄却	全部取消
	給与所得の金額	11,230,000	11,230,000															
	納付すべき税額	△0,036,000	40,000,100															
重加算税の額			10,788,000	全部取消					棄却	全部取消								

(単位：円)

年分	区分	申告・更正等																			
		① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ ③に対する 異議申立て	⑤ ②に対する 更正の請求	⑥ ②に対する 異議申立て	⑦ ●に対する 異議決定	⑧ ●に対する 通知処分	⑨ ⑦に対する 審査請求	⑩ ●に対する 判決	⑪ ●に対する 審査請求	⑫ ●に対する 異議決定	⑬ ●に対する 審査請求	⑭ ②、③、●に対 する審査請求	⑮ ②に対する 更正の請求	⑯ ●に対する 通知処分	⑰ ●に対する 異議申立て	⑱ ●に対する 判決	⑲ ●に対する 異議決定	⑳ ②、③、●に対 する審査請求
平成10年分	年月日	平11.3.15	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平12.3.7	平13.7.30	平13.12.18	平13.12.20	平14.1.18	平14.3.8	平14.2.22	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4
	総所得金額	20,000,010	30,701,000			24,000,010										24,000,010					
	事業所得の金額	8,170,200	20,704,823			8,170,200										8,170,200					
	不動産所得の金額	4,007,531	4,007,531			4,007,531	確定申告額のとおり	却下	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	更正の請求額のとおり			全部取消	4,007,531	更正をすべき理由がない旨の通知処分	更正の請求額のとおり	却下	棄却	全部取消
	給与所得の金額	11,200,000	11,200,000			11,200,000										11,200,000					
	納付すべき税額	△82,001	5,410,000			△42,001										△42,001					
重加算税の額			1,007,500	全部取消									棄却	全部取消							

(編集者注) 表中の●は判読不明の文字である。

別表2

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

(単位：円)

期間	区分	① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ ③に対する 審査請求	⑤ ②、③に対する 審査請求	⑥ ⑤の裁決	⑦ ②、③に対する 審査請求	⑧ ④の裁決	
平成6年課税期間	年月日	平7.3.31	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26	
	消費税	課税標準額	86,091,000	125,729,000	/	/	全部取消	却下	全部取消	/
		課税標準に対する消費税額	2,582,730	3,771,870						
		控除対象仕入税額	1,549,638	2,263,122						
		納付すべき消費税額	1,033,000	1,508,700						
	重加算税の額			147,000	全部取消		却下			
平成7年課税期間	年月日	平8.3.28	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26	
	消費税	課税標準額	89,216,000	159,889,000	/	/	全部取消	却下	全部取消	/
		課税標準に対する消費税額	2,676,450	4,796,670						
		控除対象仕入税額	1,605,870	2,878,002						
		納付すべき消費税額	1,070,500	1,918,600						
	重加算税の額			294,000	全部取消		却下			
平成8年課税期間	年月日	平9.4.1	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26	
	消費税	課税標準額	94,889,000	194,761,000	/	/	全部取消	却下	全部取消	/
		課税標準に対する消費税額	2,846,670	5,842,300						
		控除対象仕入税額	2,114,430	2,180,031						
		納付すべき消費税額	732,200	3,662,700						
	重加算税の額			1,026,500	全部取消		却下			

(単位：円)

期間	区分	① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ 異議申立て	⑤ 異議決定	⑥ ⑤に対する 審査請求	⑦ ②、③に対する 審査請求	⑧ ⑦の裁決	⑨ ②、③に対する 審査請求	
平成9年課税期間	年月日	平10.3.31	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	
	消費税	課税標準額	81,814,000	184,761,000	/	/	/	/	全部取消	却下	全部取消
		課税標準に対する消費税額	2,994,810	6,676,770							
		控除対象仕入税額	2,271,580	2,061,598							
		納付すべき消費税額	723,200	4,615,100							
	地方消費税	課税標準となる消費税額	669,900	3,282,400							
		納付すべき譲渡割額	167,400	820,500							
	消費税及び地方消費税の合計額	890,600	5,435,600								
重加算税の額			1,589,000	全部取消	棄却	全部取消					
平成10年課税期間	年月日	平11.3.15	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	
	消費税	課税標準額	79,333,000	119,869,000	/	/	/	/	全部取消	却下	全部取消
		課税標準に対する消費税額	3,173,320	4,794,760							
		控除対象仕入税額	1,940,418	3,193,714							
		納付すべき消費税額	1,232,900	1,601,000							
	地方消費税	課税標準となる消費税額	1,232,900	1,601,000							
		納付すべき譲渡割額	308,200	400,200							
	消費税及び地方消費税の合計額	1,541,100	2,001,200								
重加算税の額			161,000	全部取消	棄却	全部取消					